

鳥取県間伐材搬出等事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (配分通知で示す期限まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

○申請内容が補助要件に合致していれば交付決定を通知します。
* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止するには県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは:事業内容の行為が完了した日

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内又は4月20日のいずれか早い日まで)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

○実績報告書により事業実施が適正であった場合は、額の確定を通知します。
○その後、口座振込により支払います。

資料提出・問い合わせ先

・農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	電話 0858-72-3831
・中部総合事務所農林局林業振興課	電話 0858-23-3181
・西部総合事務所農林局農林業振興課	電話 0859-31-9678
・西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課	電話 0859-72-2021
・農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課	電話 0857-26-7254